

給付金・助成金の申込期限について

令和 8 年 4 月 1 日に、ドゥプレは、公益財団法人広島市文化財団（以下「財団」という。）から広島市に移管されます。

このため、財団が運営しているドゥプレのサービスは、令和 8 年 3 月 31 日をもって終了することから、給付金・助成金の申込期限等について、以下のとおり取り扱いますので御注意ください。

(1) 給付金

給付事由発生日	申込期限
令和 6 年 3 月 30 日以前	給付事由発生日の 2 年後
令和 6 年 3 月 31 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 3 月 31 日

※ 傷病見舞金については、令和 8 年 3 月 31 日時点での休業日数をもって給付します。

(2) 健康診断受診助成

料金支払日	申込期限
令和 8 年 1 月 31 日以前	料金支払日の翌月末
令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 3 月 31 日

※ 料金を月締めでお支払されている場合は、医療機関による請求書の発行が翌月以降になるため、お早めに受診してください。

※ 令和 8 年 3 月 31 日時点で料金を支払っていない場合は、請求書（受診者名・受診内容・金額・日付がわかるもの）のみで申請可能です。

(3) 宿泊施設利用助成

最終宿泊日	申込期限
令和 8 年 1 月 31 日以前	最終宿泊日の翌月末
令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 3 月 30 日	令和 8 年 3 月 31 日